

和歌山工業高等専門学校人権教育委員会規則

制 定 平成 5 年 4 月 1 日

最近改正 平成 23 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、人権教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、本校人権教育方針に基づき、人権教育及び学生間のハラスメントの防止を推進することを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するため、必要な事項を審議する。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生主事
- 二 学生主事補
- 三 学科教員各 1 名
- 四 総務課長
- 五 学生課長

(任期)

第 5 条 前条第 3 号の委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

2 委員長は会議を招集し、その議長をなる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。なお、副委員長を置いていない場合は、第 4 条第 2 号の委員がその職務を代行する。

(副委員長)

第 7 条 委員会に副委員長を若干名置くことができる。

2 副委員長は委員長が指名するものとする。

3 副委員長の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 副委員長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 年度途中において副委員長を指名する場合の任期については、第 4 条第 3 号の委員の終期までとする。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第 9 条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。